

『はじめて学ぶ介護』 2刷 新旧対応表

株式会社日本医療企画

2013.5

該当ページ等		修正前	修正後
P65	上から11行目	全面施行となります。	全面施行となりました。
P68	図表2-7 上から2段目、左から3列目	自律支援(機能訓練・生活訓練)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)
P70	文章の追加		●補足 2012(平成24)年6月20日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、2013(平成25)年4月から「障害者総合支援法」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)が施行されました(一部は2014(平成26)年より施行)。 これにより、「障害者自立支援法」という名称が「障害者総合支援法」に変更となりました。また、障害者自立支援法で用いられていた「自立」という言葉を削除し、障害者総合支援法では、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」という言葉が用いられました。 おもな変更点を以下に挙げます。 2013(平成25)年度 ・「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に変更 ・障害者の範囲に難病等を追加 ・地域生活支援事業において、市町村と都道府県との役割分担を明確にし、意思疎通支援が強化される 2014(平成26)年度(予定) ・「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、内容を見直す ・「重度訪問介護」の対象拡大 ・共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化する